特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和7年3月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

一 特定個人情報プ	ァイルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一方化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。
	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。
②事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認
	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
	また、本事務については、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこととなる。情報連携は、各個別業務システムで保有する宛名番号を統合した統合宛名システムと、情報連携に必要となる情報を「副本」として管理する中間サーバーを利用し実現する。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム
	※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているだめ、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報フ	アイル名
(1)住民基本台帳ファィ (2)本人確認情報ファィ (3)送付先情報ファイル (4)統合宛名ファイル	/IL

3. 個人番号の利用 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ·第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) •第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(番号法第19条第8:第三欄(情報提供者が含まれる項(1、2、3、5、7、115、76、81、83、8430、132、136、160、163、164、165(番号法第19条第8:なし	号に基づく主 者)が「市町村 、13、15、20 4、86、87、9 37、138、14 5、166の項) 3号に基づく主	情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 務省令第2条の表における情報提供の根拠) 長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」 0、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、7 1、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、1 1、142、144、149、150、151、152、155、156、158、16 務省令第2条の表における情報照会の根拠) いて情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	生活福祉部 市民生活課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	庄原市生活福祉部市民生活課 727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1号 0824-73-1157
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 庄原市生活福祉部市民生活課 727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1号 0824-73-1157 9. 規則第9条第2項の適用 適用した理由 「]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6和7年1月29日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年1月29日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書施機関についてに] は、それぞれ重点	項目評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 計量である。 ○ 基礎項目評価 おいる。 ○ 第日評価書においる。	- 書及び 書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネット	ワークシステム	を通じた入手を関	余く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+4	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ³		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[+4	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+%	}である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	£			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+ź	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提	供ネットワークシ	ステムを通じた提	供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[+%	}である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	売	[]接	続しない(入手)	Ī.]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+%	}である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[+5	}である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²		

7. 特定個人情報の保管・	结 结
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
判断の根拠	Dぎの局面で特定個人情報の取扱に関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で D確認、施錠できる棚への保管を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分で あると考えられる。 転出証明書等や住基システム入力後の帳票に記載された個人番号 個人番号および本人情報が記載された文書の廃棄
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	5発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら れる対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
判断の根拠	主基システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しており、また、アクセス権限の発行・失効の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	しきい値判断項目 1対象人数 「いつ時点の計数か」	平成27年1月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年3月31日	しきい値判断項目 2.取扱者 数 「いつ時点の計数か」	平成27年1月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当 部署	①市民生活課 ②課長 片山祐子	①生活福祉部 市民生活課 ②課長 清水勇人	事後	
平成28年4月1日	利用停止請求 請求先	庄原市総務課 727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1 号 0824-73-1111	庄原市総務部総務課 727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1 号 0824-73-1111	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問い合わせ 連絡	庄原市市民生活課 727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1 号 0824-73-1157	庄原市生活福祉部市民生活課 727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1 号 0824-73-1157	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当 部署	②所属長 課長 清水勇人	② 所属長 課長 森繁 光晴	事後	
平成29年3月31日	しきい値判断項目 1対象人 数 「いつ時点の計数か」	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年3月31日	しきい値判断項目 2.取扱者 数 「いつ時点の計数か」	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当 部署	①生活福祉部 市民生活課 ②課長 清水勇人	①生活福祉部 市民生活課 ②課長 田邊 徹	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月24日	しきい値判断項目 1対象人数 「いつ時点の計数か」	平成29年3月31日時点	平成31年1月24日時点	事後	
平成31年1月24日	しきい値判断項目 2.取扱者 数 「いつ時点の計数か」	平成29年3月31日時点	平成31年1月24日時点	事後	
平成31年1月24日	評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	課長 田邊 徹	課長	事後	
平成31年1月24日	Ⅳリスク対策	_	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため
令和1年11月5日	I -3	1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2 5日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略)	1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月2 5日法律第81号) (略)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月5日	I -4	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、1	の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、10	事後	
令和2年5月25日	I -1 事務の概要下部のなお書き	が一下の交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによるをは1月20日が3次の第	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	法令改正に伴う変更
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、10	59、61、62、66、67、70、74、77、80、8 4、85の2、89、91、92、94、96、97、10 1、102、103、105、106、107、108、11 1、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提	事後	法令改正に伴う変更
令和5年9月28日	I −1 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I -1 ②事務の概要	カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任	(略) なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和7年3月27日	I -4 情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携	報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、11、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし	係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-7 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	庄原市総務部総務課 727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1 号 0824-73-1111	庄原市生活福祉部市民生活課 727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1 号 0824-73-1157	事後	
令和7年3月27日	しきい値判断項目 1.対象人 数 「いつ時点の計数か」	平成31年1月24日時点	令和7年1月29日時点	事後	
令和7年3月27日	しきい値判断項目 2.取扱者 数 「いつ時点の計数か」	平成31年1月24日時点	令和7年1月29日時点	事後	
令和7年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	_	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	_	つぎの局面で特定個人情報の取扱に関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認、施錠できる棚への保管を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・転出証明書等や住基システム入力後の帳票に記載された個人番号 ・個人番号および本人情報が記載された文書の廃棄	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考 えらえる対策	_	3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	_	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠	_	住基システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しており、また、アクセス権限の発行・失効の管理を行っている。	事後	様式変更に伴う項目の追加